様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2026年　6月25日

（あて先）豊中市長

提出者
住　所 大阪市中央区南船場一丁目14番10号

氏　名　大成建設株式会社　関西支店
常務執行役員支店長　足立　憲治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　06-6265-4610

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成建設株式会社　関西支店
事業場の所在地	大阪市中央区南船場一丁目14番10号
計画期間	2026年4月1日　～　2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D６総合工事業
②事業の規模	１,０８０億円
③従業員数	６４２人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添１　処理工程図のとおり

（日本産業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別添2　管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2025 年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
排　　出　　量	55　t	3　t

（これまでに実施した取組）
・PC工法の採用・梱包材の簡素化・余剰材の引き取り・ユニット化の持ち込み
・廃棄物の圧縮

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
排　　出　　量	50　t	0　t

（今後実施する予定の取組）
・継続して実施する

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・汚泥・がれき類（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ塊、その他がれき類）・金属くず・廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類・木くず・ガラス陶磁器くず（石膏ボード、その他）・混合廃棄物　8品目：11種類

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・継続して実施する

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
2　t	3　t	2845　t	1　t

②計画

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
0　t	0　t	500　t	0　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
5　t	500　t	10　t	t

②計画

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
0　t	50　t	0　t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（2025 年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・建設汚泥を場内の埋め戻し土として自ら利用した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・予定はないが、がれき類（コンクリート塊）が発生すれば、場内に移動式の破砕機を設置し、40㎜アンダーに破砕し再生砕石等に利用する方法を検討する

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（2025 年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・建設汚泥を場内の埋め戻し土として自ら利用した。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・実施予定なし

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
0 t	0 t	2060 t	0 t

②計画

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
0 t	0 t	2060 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
0 t	0 t	0 t	t

②計画

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（2025 年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・実施していない

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・実施予定なし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（2025 年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスコン破片
全処理委託量	55 t	3 t
優良認定処理業者への処理委託量	55 t	3 t
再生利用業者への処理委託量	55 t	3 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。
・再資源化率の高い業者を選定している

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
0　t	0　t	0　t	0　t

②計画

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
0　t	0　t	0　t	0　t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
2　t	3　t	2845　t	1　t
2　t	3　t	113　t	1　t
0　t	0　t	785　t	1　t
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
0　t	0　t	0　t	t

②計画

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
0　t	0　t	0　t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
5　t	500　t	10　t	t
5　t	74　t	0　t	t
0　t	0　t	0　t	t
0　t	0　t	0　t	t
0　t	0　t	0　t	t

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>
【目標】
<table>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>コンクリート破片</td><td>アスコン破片</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>50 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>50 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>50 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）

・可能な限り優良認定処理業者から選定する

・電子マニフェストの推進を図るため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定し、未導入の業者であれば導入の依頼をする

・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する

・委託処理業者については、定期的に現地確認を実施する
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

②計画

がれき類	廃プラスチック	建設汚泥	木くず
0　t	0　t	500　t	0　t
0　t	0　t	500　t	0　t
0　t	0　t	500　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t
0　t	0　t	0　t	0　t

②計画

燃え殻	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有がれき類）	
0　t	50　t	0　t	t
0　t	50　t	0　t	t
0　t	50　t	0　t	t
0　t	0　t	0　t	t
0　t	0　t	0　t	t

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了　するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

別添１ 処理工程図

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

産業廃棄物の一連の処理の工程

汚　泥	再生処理業者に委託して、再生砕石・再生路盤材として再資源化及び中間処理後セメント会社に委託
廃プラスチック	再生処理業者に委託して、ＲＰＦ原料として再資源化
紙くず	再生処理業者に委託して、再生紙として再資源化
木くず	再生処理業者に委託して、チップ(合板用･燃料用)として再資源化
金属くず	再生処理業者に委託して、中間処理後、製鋼原料として売却
ガラスくず及び陶磁器くず	再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
廃石膏ボード	再生処理業者に委託して、地盤改良材及び石膏ボード原料として再資源化
がれき類 アスコンがら	再生処理業者に委託して、再生砕石及び路盤材として再資源化
がれき類 コンがら	再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
その他のがれき類	再生処理業者に委託して、再生路盤材として再資源化

別添２ 管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図

統　括　責　任　者		支　店　長
支　店	担当部署 （指導）	安全･環境部　　安全･環境管理室
		建　築　部　　安全･環境推進室
		土　木　部　　安全･環境推進室
作業所	責　任　者	作業所長
	担　当　者	作業所長が指名

管 理 体 制 図

